

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
家畜保健衛生所	<p>職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならず、移動時間は勤務時間に含まれないが、移動時間を勤務時間を含めていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 548 1570 741"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 548 617 642">職員</th> <th data-bbox="617 548 970 642">在宅勤務を実施した日</th> <th data-bbox="970 548 1570 642">移動時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 642 617 741">A</td> <td data-bbox="617 642 970 741">令和5年3月20日</td> <td data-bbox="970 642 1570 741">午後1時58分から午後3時52分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	在宅勤務を実施した日	移動時間	A	令和5年3月20日	午後1時58分から午後3時52分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和5年12月1日付け改正前の大阪府在宅勤務試行実施要領】 (実施職員の勤務時間等)</p> <p>第5条</p> <p>3 事務取扱要領「第2 1 (2)」の規定に基づき、職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならない(移動時間を勤務時間に含まない)。また、職場での勤務における始業時刻又は終業時刻は、正規の勤務における始業時刻又は終業時刻と同様とする。</p> </div>
職員	在宅勤務を実施した日	移動時間						
A	令和5年3月20日	午後1時58分から午後3時52分まで						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月5日)